

令和 5 年10月2日
産業経済局観光課

宿泊税制度のあり方について

1 目的

宿泊税の導入から3年経過した今年度、宿泊税条例の定めに従い、条例の施行の状況について検討を加えるもの。

検討にあたっては、外部有識者による検討会において、これまでの宿泊税を活用した取組、今後の制度のあり方などについて議論を行っている。

(参考)

北九州市宿泊税条例(付則10)

市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。

2 検討会委員・検討スケジュール

(1) 検討会委員(6名、五十音順、敬称略)

地元経済界	北九州商工会議所 観光サービス部会 部会長	岡本 堅吾
旅行事業者	日本旅行業協会 北九州地区委員長(㈱JTB 北九州支店)	加倉井 良多
交通事業者	㈱スターフライヤー 営業本部マーケティング部長	マッコームズ 夏野
学識経験者	北九州市立大学 地域戦略研究所教授	南 博
宿泊事業者	北九州ホテル協議会 会長	
	(㈱リーガロイヤルホテル小倉 代表取締役総支配人)	棟安 正人
小売・サービス	㈱井筒屋 本店統括部 営業推進担当	吉田 和代

(2) 検討スケジュール

ア 6月29日	第1回宿泊税検討会実施 〔内容〕これまでの取組の総括、今後の制度について
イ 8月9日	第2回宿泊税検討会実施 〔内容〕今後の宿泊税制度のあり方(案)
ウ 10月2日	経済港湾委員会報告
エ 10月16日	パブリックコメント実施
オ 11月中	経済港湾委員会報告 第3回検討会実施、公表

3 委員からの主な意見

(1) 宿泊税制度全般について

- 徴収する方法が複雑になると手間がかかる。現在の徴税方法はスムーズで、税率も分かりやすいので、今の制度の継続で問題ない。
- 現行制度は分かりやすくてよい。徴収する宿泊施設からすると分かりやすい制度が望ましい。
- 税の制度自体は福岡県と一体的に方向性を考えるべき。

(2) 使途全般について

- 限りある財源を有効活用するため、短期集中で取り組むものと長期的に取り組むものに分けるなど、メリハリをつける必要がある。
- 狭義の観光客にも、出張などビジネスでの来訪者にも、ホテルを利用する市民にも、納得してもらえるような使途に取り組むことが重要。

(3) 修学旅行について

- 修学旅行生へも課税は継続するが、その分を別の形で還元する施策を検討してもよい。

(4) 宿泊施設への支援について

- 人手不足が課題の一つ。雇用の支援や外国人雇用の際の住宅の支援等のサポートができないか。
- 短期で働いてもらえる方を含む、料理人などの人材マッチングに宿泊税を活用する方法はないか。
- 宿泊税を活用して、宿泊施設の配管や空調などのインフラ整備の一部への支援ができれば、宿泊施設にも宿泊者にもメリットがある。
- 北九州市オリジナルの環境に配慮したホテルアメニティの作成・市内ホテルでの共有化、共同リサイクルを行う取組など、SDGs未来都市北九州市のイメージアップに宿泊税を活用してはどうか。

(5) 情報発信について

- 北九州に来てもらう人数を増やすことが重要。魅力の発信、訴求をしっかりと行うことが大切。

(6) 市内周遊・市内での観光消費の拡大について

- 周遊パスと歴史文化を伝えるガイドとを組み合わせれば、北九州ならではのコンテンツが作れる。
- おみやげものの開発は重要。買いたいと思えるアイデアや仕組みづくりの支援が必要。
- 皿倉など日本一の夜景を活かし、宿泊を促す仕掛けを考えるべき。

(7) インバウンド対策について

- 観光振興プランでは切り込み不足。行政には、周りがわくわくするようなことを考えてほしい。
- 一方で、インバウンドだけに偏らないような視点も必要。


(8) 観光関連データの収集・活用、DMOへの支援について

- 観光関連データの収集、分析は今後重要。DMOも同様の考えなので、DMOへの支援にもなる。

4 今後の制度のあり方（案）資料2の概要

現行制度（宿泊税導入時の考え）

- ア 税率 1人1泊あたり200円（北九州市 150円、福岡県 50円）
- イ 納税義務者 市内の宿泊施設の宿泊者に課税
- ウ 徴税方法 特別徴収の方法による特別徴収義務者は宿泊施設の経営者
- エ 用途
 - 北九州市観光振興プランに基づく施策に充当する。
 - 今後の観光動向や、九州全体における北九州市の役割を踏まえた施策に活用する。
 - 既存施策への単純な充当は行わない。



今後のあり方（案）

- ア 税率
 - イ 納税義務者
 - ウ 徴税方法
 - エ 用途
- } 現行制度の内容を継続

考え方1 北九州市観光振興プラン（令和5年4月改訂）に基づく施策に充てる

北九州市の観光振興に関する基本的な方向性を示す、観光振興プランに基づいた施策に充当していく。

考え方2 市内周遊、市内での消費拡大などにつながる施策に充てる

宿泊、飲食、小売など観光に関わる様々な産業の活性化、雇用拡大などを図るとともに、観光を市の基幹産業として成長させるために、産業としての付加価値向上、市内周遊促進、市内での消費拡大に資する施策に充当する。

考え方3 インバウンド対策など、増大する観光需要への対応を着実に進める

急回復しているインバウンド対策など、情勢の変化を踏まえた早急な対応や、持続可能な観光に向けた新たな視点での施策に充当する。

考え方4 既存施策の単純な充当は行わない

既存事業への単純な充当ではなく、データ分析に基づき、時代の要請にあった新規事業や既存事業の拡充に充てる。

なお、実際に宿泊税を活用して行う事務事業は、上記の考え方を基に、観光を取り巻く状況や税収見込みを踏まえながら、各年度の予算編成時に検討していくものとする。